

みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金募集のご案内

みえ地域コミュニティ 応援ファンド

(地域課題解決型) (地域資源活用型) 助成金

募集期間

秋募集 平成 23 年 **9 月 26 日**(月) ~ 平成 23 年 **10 月 28 日**(金)17 時まで

春募集 平成 24 年 **4 月 9 日**(月) ~ 平成 24 年 **5 月 18 日**(金)17 時まで



地域の賑わいをあなたのアイデアで
~暮らし作りはビジネス創り~



財団法人 三重県産業支援センター

〒514-0004 三重県津市栄町 1 丁目 891 (三重県合同ビル 5 階)

TEL : 059-228-3585 FAX : 059-228-3800

みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金 URL <http://www.miesc.or.jp/cb-fund/>

みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金

交付事業募集案内

(地域資源活用型)
(地域課題解決型)

「みえ地域コミュニティ応援ファンド」は、多様な主体が、新しい時代の担い手として、地域の発想や工夫による特色あるビジネスを創出することを支援するものです。

この応援ファンドの活用による「みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業」は、県内の各地域において新たな「地域資源を活用するビジネス」や「地域課題を解決するビジネス」を創出していくために必要な、**初期段階の必要経費**に対して資金面から支援します。

1

募集対象者

次の者を対象とします。

- (1) 創業者
- (2) 新事業を行おうとする中小企業者
- (3) NPOや大学等の中小企業以外で新事業を行おうとする者

※ (3) については助成総額の3割未満の範囲で対応します

注1: 創業者とは、これから創業もしくは会社を設立する者で、事業実績報告を提出するまでに手続きを済ませることとして募集対象者となります。

注2: 新事業とは、以下のことをさします。

- 新商品の開発又は生産
- サービスの新たな提供方式の導入
- 新サービスの開発又は提供
- 上記の組合せ、その他の新しい知恵と工夫
- 商品の新たな生産又は販売方式の導入

注3: 中小企業者とは、「中小企業基本法」第2条に規定する中小企業者となります。

注4: NPOとは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体となります。

注5: 上記の要件を満たす者で構成される「有限責任事業組合契約に関する法律」第2条に規定する有限責任事業組合が申請する場合は、当該組合員の肩書き付き名義で申請することにより募集対象者となります。

注6: 過去に同一の事業で助成対象となった事業者は、助成対象になることはできません。

2

助成対象事業

地域の多様な主体によって、地域の特性を活かして実施される次に掲げるビジネスとします。

(1) 地域資源活用型ビジネス

地域の多様な主体によって実施される地域特有の資源を有効に活用した取組を図る地域資源活用型の事業。

ア、中小企業地域資源活用促進法（以下「地域資源法」という。）に基づき、県が指定した特定地域資源を活用した取組による商品づくりやサービスの提供。

※県が指定した地域資源については当センターの応援ファンド助成事業のホームページのリンクを利用するか、直接下記のURLでご覧いただけます。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KAGICHI/HP/181chiikisigen.pdf>

イ、知名度は低いものの、地域の特徴的な農林水産品、加工技術や観光資源で、新たな価値を見だし、今後の地域資源法による指定の可能性のある地域資源を活用した商品づくりやサービスの提供。

(2) 地域課題解決型ビジネス

地域の課題を解決するための事業を、新たに地域の特性を生かし、ビジネスの手法によって取り組む事業。

3

助成率等

助成率は、助成対象経費の2/3以内とします。ただし、支出に伴う消費税及び地方消費税は助成の対象となりません。
なお、助成額は200万円を上限とします。また、助成事業の効果的な実施の観点から最低助成額を50万円とします。

.....

4

助成期間

助成事業の対象期間は、原則として助成金の交付決定のあった年度とします。ただし、事業計画においてやむを得ず複数年度の事業計画となるものについては、交付決定のあった日から1年以内を助成期間とすることができます。

.....

5

助成対象となる経費

当該助成事業を適切に実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとします。

- (1) 委員、講師等外部専門家に対する謝金
- (2) 委員、講師等外部専門家又は事業実施に必要な役職員の旅費
- (3) 会議費、会場・事務所借用料、資料・原材料購入費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、備品購入費、機器等借損料、筆耕翻訳料、消耗品費、雑役務費等の事業実施にかかる事業経費
- (4) 当該事業に係るマーケティング調査等の委託費（その事業の全てを委託するものを除く）

※この応援ファンド助成金事業はソフトを中心とした事業が対象です。ハード（機械設備等購入）を中心とした事業ではありません。また、事業を開始する初期段階（準備・開発・周知費用等）の経費を対象としていることから、販売、サービスの提供にかかる経費については対象外となります。

.....

6

募集方法

みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業実施計画書（以下、計画書という。）に必要事項をご記入のうえ、下記まで郵送または直接ご持参ください。

計画書は当センターのホームページからダウンロードしてご利用下さい。

URL <http://www.miesc.or.jp/cb-fund/>

提出された書類は返却いたしませんので、必ず控え（コピー）をお取り下さい。
尚、提出時は、正本1部と副本（写し）2部を提出お願いいたします。

.....

7

審査項目

審査会では、次に掲げる審査項目等を審査します。

- ア、事業実施による地域課題の解決や地域資源の活用による地域への貢献度
- イ、地域資源活用型：事業の新規性、市場性、成長性、実現可能性
地域課題解決型：事業の市場性、実現可能性、社会性
- ウ、今後5カ年間の事業収支予測による経営性、事業の継続意欲

1 募集期間 年に2回の募集を行っております。

秋募集：平成23年9月26日(月)～平成23年10月28日(金)17時まで(必着)

春募集：平成24年4月9日(月)～平成24年5月18日(金)17時まで(必着)

2 今回の募集における地域資源活用型及び地域課題解決型の助成予定数は予算の範囲内とします。

3 審査方法

提出された計画書は予備審査(事務的審査)の後、有職者等で構成する審査会によって、一次審査(必要に応じてヒアリング等を実施する場合がございます)を行い、通過した申請者を対象に二次審査(プレゼンテーション審査)を実施し、財団法人 三重県産業支援センターが交付先を決定します。

なお、審査項目については、申請される「地域資源活用型」「地域課題解決型」の部門で違いますのでご注意ください。

4 審査スケジュール

みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金(地域資源活用型・地域課題解決型)

秋募集

一次審査：平成23年11月上旬～11月下旬

二次審査：平成23年12月上旬～12月下旬

春募集

一次審査：平成24年5月下旬～6月中旬頃

二次審査：平成24年6月下旬～7月下旬頃

上記のスケジュールは、審査の都合上、変更する場合があります。

5 説明会等の開催

各地域で事業説明会やブラッシュアップ個別相談会等の開催が予定されており、詳細は三重県産業支援センターのみえ地域コミュニティ応援ファンド助成金のホームページでもご覧になれます。

URL <http://www.miesc.or.jp/cb-fund/>

6 この事業は下記企業等の協力によりファンドを組成し、その運用益で助成するものです。

北伊勢上野信用金庫、紀北信用金庫、桑名信用金庫、株式会社第三銀行、株式会社百五銀行、株式会社三重銀行、三重県信用農業協同組合連合会、三重信用金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、三重県

7 注意事項

- ・応募をされる方は、申請される「地域資源活用型」「地域課題解決型」それぞれ別々の助成金交付要領がありますので、熟読のうえ申請いただきますようお願いいたします。
- ・募集にあたって作成する計画書は、「地域資源活用型」「地域課題解決型」それぞれ別々の計画書となっていますのでご注意ください。
- ・過去に同一の事業で助成対象となった事業者は、助成対象になることはできませんのでご注意ください。
- ・助成金交付については、審査会での審査結果等により、助成申請額を減額して交付する可能性があります。
- ・助成金を受けようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に該当する暴力団または暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体及びその構成員と認められる場合は対象となりません。
- ・助成金を受ける内容が、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)による規制の対象とされている業種、その他公序良俗に反するものであると認められる場合は対象となりません。
- ・助成事業者、代表者、役員、その他業務に関わる従業員がその助成事業に関し、刑法等法令又は条例、規則に違反する行為を行った場合は対象となりません。
- ・助成先として決定された事例について、支援先の了解のもとにインターネット等を活用して広く情報提供を行い、各事業の啓発に努めさせていただきます。
- ・助成先として決定後において、虚偽の事実等が判明した場合は、助成先としての取り消しや助成金の返還を命じることがあります。
- ・このパンフレットの内容は、平成23年9月1日現在のものです。

■ 問い合わせ・計画書提出先

財団法人三重県産業支援センター 地域産業創造課

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル5階

TEL: 059-228-3585 FAX: 059-228-3800

E-mail: tisansou@miesc.or.jp

